

# 平成 28 年度成年後見制度に関する市町村調査結果について

平成 29 年 3 月

認定特定非営利活動法人成年後見センターもりおか

## I 調査の概要

### 1 目的

制度の利用を広げていく上で、中心的な役割を担っている市町村を対象に、市町村長による成年後見申立及び成年後見利用支援事業のほか、制度の利用促進に関して市町村が実施している施策の状況を調査し、制度の普及・啓発上の課題を明らかにすることを目的として実施した。

### 2 対象

岩手県内全市町村（33市町村）

### 3 実施主体

認定特定非営利活動法人成年後見センターもりおか

### 4 調査実施時期

平成 28 年 9 月

### 5 調査内容

- (1) 市町村長による成年後見審判請求の状況
- (2) 成年後見利用支援事業の実施状況
- (3) 市町村成年後見センターの設置状況
- (4) 市民後見人養成事業及び養成後の支援・活用状況
- (5) その他、市町村における成年後見制度関連事業の実施状況等（リーフレットの作成等の広報啓発、住民対象の研修会開催等）

### 6 調査方法

郵送法（調査票を送付し、返信用封筒（切手添付）で返送願う。）による記名式調査。

## II 調査の結果

### <回答状況>

- (1) 回答があった市町村 31市町村（回答率 93.9%）  
市 14市、町村 17町村
- (2) 回答がなかった市町村 2町村（6.1%）

\* 期限までに回答がない市町村には、回答いただくように電話依頼したが、災害対応のため回答困難と連絡があった町村が1カ所。また、民間団体の調査には回答できないと連絡があった町村が1カ所あった。

### 1 「市町村長の審判請求」の状況について

#### (1) 審判請求件数及び審判の結果

市町村長が、平成26年度及び平成27年度の2年間に、「老人福祉法」、「知的

障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」（以下、「精神保健福祉法」）により、成年後見制度にかかる審判請求を行った件数及び審判の結果は、表－１のとおりである。

各市町村が、平成２６年度、２７年度に審判請求を行ったかどうかについては、表－２のとおりである。

なお、表中において集計件数が一致しない場合がある（「審判請求件数」と「審判の結果の件数」など）が、市町村からの回答数をそのまま集計計上した（以下、各集計表において同じ。）。

表－１ 平成２６年度及び平成２７年度の審判請求件数及び審判の結果 (件数)

根拠法	年度	審判請求件数	審判の結果				
			後見	保佐	補助	却下	その他
老人福祉法第３２条	２６	１６	１３	１	０	０	１
	２７	２４	２１	１	０	０	１
知的障害者福祉法第２８条	２６	４	３	１	０	０	０
	２７	５	４	１	０	０	０
精神保健福祉法第５１条の１１の２	２６	１	１	０	０	０	０
	２７	０	０	０	０	０	０
合計	２６	２１	１７	２	０	０	１
	２７	２９	２５	２	０	０	１

表－２ ２６年度、２７年度における審判請求の有無 (市町村数、%)

	審判請求あり	審判請求なし	計
市	１２(85.7)	２(14.3)	１４
町村	８(47.1)	９(52.9)	１７
計	２０(64.5)	１１(35.5)	３１

- 「成年後見関係事件の概況－平成２７年１月～１２月－」（最高裁判所事務総局家庭局）の「申立人と本人との関係別件数（家庭裁判所管内別）」によると、平成２７年の全国の申立件数は 34,623 件、そのうち市町村長による審判請求件数は 5,993 件(17.3%)である。また、同年について、岩手県内の申立件数は 297 件、市町村長による審判請求件数は 25 件(8.4%)であり、岩手県内の市町村長による審判請求の割合は、全国の約半数となっている。
- なお、最高裁判所事務総局家庭局による平成 26 年の「成年後見関係事件の概要」では、平成 26 年の全国の申立件数は 34,174 件、そのうち市町村長による審判請求件数は 5,592 件(16.4%)である。また、岩手県内の申立件数は 256 件、市町村長による審判請求件数は 16 件(6.3%)である。
- 今回の調査は暦年ではなく「年度調査」であり、最高裁判所事務総局家庭局掲載の数値（暦年調査値）と単純な比較はできないが、ほぼ同じ件数となっている。

○ 平成 26 年度と 27 年度の 2 か年度を通じて、約 3 分の 1(35.5%)の岩手県内市町村において、市町村長による審判請求は行われていなかった。

## (2) 審判請求の主な事由

県内市町村長が、平成 26 年度及び平成 27 年度の 2 年間に、成年後見制度にかかる審判請求を行った事例の主な請求事由別件数は表-3 のとおりである。

表-3 審判請求の主な事由 (件数)

根拠法	年度	預貯金等の管理・解約	保険金受取	不動産の処分	相続手続	訴訟手続等	介護保険契約(施設入所等)	身上監護	その他
老人福祉法	26	14	0	1	0	0	5	6	1
	27	19	1	0	0	0	6	4	1
知的障害者福祉法	26	2	0	0	0	1	1	2	1
	27	4	0	0	0	0	0	2	1
精神保健福祉法	26	1	0	0	0	0	0	0	0
	27	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	26	17	0	1	0	1	6	8	2
	27	23	1	0	0	0	6	6	2

注) 主な事由について記入を求めたが、複数の事由に記入した市町村があった。また、審判請求したものの、事由について記載しない市町村があった。

○ 審判請求の事由としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで介護保険契約(施設入所等)、身上監護となっている。

## 2 養護者からの虐待があった事例に対する「市町村長の審判請求」の状況について

養護者からの虐待があった者について、県内市町村長が平成26年度及び平成27年度の2年間に成年後見制度の審判請求を行った件数（審判請求までに年度をまたいだ事例については、通報等を受けた年度に計上。）は表-4のとおりである。

表-4 養護者からの虐待事例に対する「市町村長の審判請求」の状況 (件数)

	年度	虐待通報・相談件数(a)	(a)の内、虐待を受けた又は受けたと判断した件数(b)	(b)のうち、市町村長が審判請求を行った件数(c)
高齢者虐待	26	90	39	1
	27	108	50	0
障害者虐待	26	3	2	1
	27	3	1	0
合計	26	93	41	2
	27	111	51	0

- 今回報告があった養護者による虐待事例にかかる虐待通報・相談件数は、26年度、27年度とも100件前後となっているが、この数値は、厚生労働省「平成26年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」の数値（岩手県内市町村では243件）と大きく異なっている。
- 養護者からの虐待事例に対する「市町村長の審判請求」の件数は、ゼロから1件であった。

## 3 成年後見制度利用支援事業の実施状況について

### (1) 事業の実施状況

成年後見制度利用支援事業の実施状況は表-5のとおりであり、実施している市町村の事業開始年度は表-6のとおりである。

表-5 成年後見制度利用支援事業の実施状況 (市町村数 %)

実施している	29(93.5)
実施を予定して準備中	2(6.5)
実施していないし、実施予定もない	0(0.0)
計	31

注) 「実施を予定して準備中」は、2カ所とも町村。

表－6 実施している市町村の事業開始年度 (市町村数 %)

	事業開始年度 (平成)				計
	19年度以前	20~24年度	25年度以降	実施予定・準備中	
市	11 (78.6)	2 (14.3)	1 (7.1)	0 (0.0)	14
町村	6 (35.3)	8 (47.1)	1 (5.9)	2 (11.8)	17
計	17 (54.8)	10 (33.3)	2 (6.4)	2 (6.4)	31

○ ほとんどの市町村において、事業開始されているが、一部町村においては、実施予定・準備中と回答している。

### (2) 親族がある場合の、市町村長による審判請求の対象範囲

虐待があった事例を除き、親族がある場合、市町村長による審判請求事例の対象範囲については、表－7のとおりである。

表－7 親族がある場合の市町村長審判請求対象範囲 (市町村数 %)

	ア)四親等以内の親族が存在する場合には対象としていない	イ)二親等以内の親族が存在する場合には対象としていない	ウ)申立てを行う親族の有無にかかわらず対象としている	エ)その他	計
市	2 (14.3)	2 (14.3)	4 (28.6)	6 (42.9)	14
町村	2 (11.8)	7 (41.2)	3 (17.6)	5 (29.4)	17
計	4 (12.9)	9 (29.0)	7 (22.6)	11 (35.5)	31

注) 「その他」は、親族が存在しても、所在不明等の場合には対象とするなどの回答であった。

○ 「ア)四親等以内の親族が存在する場合には対象としていない」「イ)二親等以内の親族が存在する場合には対象としていない」と回答した市町村が合わせて約4割(41.9%)であり、「ウ)親族の有無にかかわらず対象としている」「エ)状況に応じて親族が存在しても対象としている」と回答した市町村が合わせて約6割となっている。

### (3) 市町村長の審判請求によらず、本人・親族による審判申立事例に対する助成制度について

本人や親族が審判申立を行った場合の申立費用に対する助成制度については、表－8のとおりである。

表－8 本人・親族申立費用に対する助成制度について (市町村数 %)

	ア)所得・資産要件を定めて助成	イ)所得・資産要件を特に定めないで助成	ウ)助成する制度はない	エ)その他	計
市	3 (21.4)	0 (0.0)	11 (78.6)	0 (0.0)	14
町村	6 (35.3)	1 (5.9)	8 (47.1)	2 (11.8)	17
計	9 (29.0)	1 (3.2)	19 (61.3)	2 (6.5)	31

注) 「その他」は、助成しなければ制度利用が困難と認められる障害者に限定して助成を行っているなどであった。

○ 本人・親族申立事例について、約4割の市町村(12市町村)において、何らかの助成制度が設けられている。「助成する制度はない」と回答したのが約6割の市町村(19市町村)であった。

**(4) 市町村長の審判請求によらず、本人・親族による審判申立事例に対する「後見等報酬」の助成制度**

本人や親族が審判申立を行った場合の申立費用に対する助成制度については、表－9のとおりである。

表－9 本人・親族申立事例の後見等報酬に対する助成制度について(市町村数 %)

	ア)所得・資産要件を定めて助成	イ)所得・資産要件を特に定めないで助成	ウ)助成する制度はない	エ)その他	計
市	6 (42.3)	0 (0.0)	8 (57.1)	0 (0.0)	14
町村	6 (35.3)	2 (11.8)	8 (47.1)	1 (5.9)	17
計	12 (38.7)	2 (6.5)	16 (51.6)	1 (3.2)	31

注) 「その他」は、助成しなければ制度利用が困難と認められる障害者に限定して助成を行っているであった。

○ 本人・親族申立事例の後見等報酬について、ほぼ半数の市町村(15市町村)で何らかの助成制度が設けられている。16の市町村が、助成制度はないと回答している。

**(5) 平成27年度の「申立て費用」及び「後見等報酬」に対する助成予算額**

平成27年度の申立費用及び後見等報酬に対する助成予算額は、表－10のとおりであり、当初予算額の分布は表－11のとおりである。

表-10 助成予算額

平均当初予算額	550千円	記入のあった31市町村の平均
平均最終補正予算額	384千円	記入のあった29市町村の平均

表-11 当初予算額の分布

(市町村数)

当初予算額	25万円未満	25~50万円	50~75万円	75~100万円	100~125万円	125~150万円	150万円以上	計
市	0	4	3	2	3	0	2	14
町村	7	7	1	2	0	0	0	17
計	7	11	4	4	3	0	2	31

注1) 最終補正予算額が、増額となっている市町村はない。本来、当初予算と決算額を比較して執行率を検討する必要があったと考えられるが、今回の調査では、決算額については調べなかった。

注2) 当初予算を措置していない町村が1カ所あった。

#### (6) 平成27年度における助成の件数

回答あった市町村が平成27年度に申立費用、後見等報酬の助成を行った件数は、表-12のとおりであり、市・町村別の助成の有無については、表-13のとおりである。

表-12 平成27年度における助成件数

助成等の種類	件数
市町村長審判請求事例に対する申立費用の助成	22
市町村長審判請求事例に対する後見等報酬の助成	5
親族等申立事例に対する申立費用の助成	0
親族等申立事例に対する後見等報酬の助成	0

表-13 平成27年度における助成実施の有無

(市町村数 %)

	申立費用の助成		後見等報酬の助成	
	有り	無し	有り	無し
市	8 (57.1)	6 (47.9)	4 (28.6)	10 (71.4)
町村	4 (23.5)	13 (76.5)	0 (0.0)	17 (100.0)
計	12 (38.7)	19 (61.3)	4 (12.9)	27 (87.1)

○ 親族等の申立事例に対する申立費用や後見等報酬への助成件数は0件であった。

○ 申立費用（市町村長審判請求、親族等申立）について助成している市町村は約

4割（38.7%）であった。後見等報酬（市町村長審判請求、親族等申立）について助成している市町村は1割強（12.9%）であり、9割近い市町村（87.1%）では、助成は行われていなかった。

#### (7) 助成額等の状況

助成額等の状況は、表-14のとおりである。

表-14 助成額等の状況 (市町村数)

助成等の種類	助成額・範囲等	市	町村	計
市町村長審判請求事例に対する申立費用の助成	申立に必要な実費	8	7	15
	予算の範囲内もしくは上限設定あり	2	5	7
	生活保護及び準ずる世帯のみ全額	1		1
	なし	1	2	3
	無回答	2	3	5
市町村長審判請求事例に対する後見等報酬の助成	月額、年額で基準あり *注1)	9	11	20
	上限ない	2		2
	家裁決定額で予算の範囲	2		2
	その他 *注2)		2	2
	なし		2	2
	無回答	1	2	3
親族等申立事例に対する申立費用助成	申立に必要な実費	2	3	5
	予算の範囲内もしくは上限設定あり	2	2	4
	その他 *注3)		1	1
	なし	8	6	14
	無回答	2	5	7
親族等申立事例に対する後見等報酬の助成	月額、年額で基準あり *注1)	5	4	9
	予算の範囲内もしくは上限設定あり		1	1
	なし	7	7	14
	無回答	2	5	7

注1) 月額28,000円（在宅）、18,000円（施設入所）もしくは年額333,600円

注2) 制度はあるが予算措置等の具体的対応はないなど

注3) 障害者のみ上限10,000円

#### 4 成年後見制度法人後見支援事業<sup>注)</sup>の実施状況

注)平成28年3月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施」別記5による事業

##### (1) 法人後見実施のための研修

法人後見実施のための研修実施状況は、表-15のとおりである。



表－15 法人後見実施のための研修実施状況 (市町村数 %)

	実施している	実施していない	無回答	計
市	1 (7.1)	13 (92.9)	0 (0.0)	14
町村	2 (11.7)	15 (82.6)	0 (0.0)	17
計	3 (9.7)	28 (90.3)	0 (0.0)	31

## (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

法人後見活動を安定的に実施するための組織体制の構築状況は、表－16のとおりである。

表－16 法人後見活動を安定的に実施するための組織体制の構築 (市町村数 %)

	実施している	実施していない	無回答	計
市	1 (7.1)	13 (92.9)	0 (0.0)	14
町村	2 (11.8)	15 (88.2)	0 (0.0)	17
計	3 (9.7)	28 (90.3)	0 (0.0)	31

## (3) 法人後見の適正な活動のための支援

法人後見の適正な活動のための支援の実施状況は表－17のとおりである。

表－17 法人後見の適正な活動のための支援の実施状況 (市町村数 %)

	実施している	実施していない	無回答	計
市	1 (7.1)	13 (92.9)	0 (0.0)	14
町村	2 (11.8)	15 (88.2)	0 (0.0)	17
計	3 (9.7)	28 (90.3)	0 (0.0)	31

## (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見活動の推進に関する事業の実施状況

法人後見活動の推進に関する事業の実施状況は、表－18のとおりである。

表－18 法人活動の推進支援事業実施状況 (市町村数 %)

	実施している	実施していない	無回答	計
市	2 (14.2)	11 (78.6)	1 (7.1)	14
町村	1 (5.8)	16 (94.1)	0 (0.0)	17
計	3 (9.7)	27 (87.1)	1 (3.2)	31

## 5 市町村による法人後見実施団体への事業運営委託や事業費補助の実施状況

### (1) いわゆる「市町村成年後見センター」を設立するなどによる「事業の運営委託」や「運営費の補助」等を実施状況

市町村が「市町村成年後見センター」設立について、事業運営委託や運営費補助の実施状況は、表-19のとおりである（本年度の事業開始を含む。）。

表-19 市町村成年後見センター運営委託や補助の実施状況（市町村数 %）

	実施している	実施していない	無回答	計
市	2 (14.3)	12 (85.7)	0 (0.0)	14
町村	4 (23.5)	12 (70.6)	1 (5.8)	17
計	6 (19.4)	24 (77.4)	1 (3.2)	31

### (2) 運営委託または運営費補助の状況

運営委託、運営費補助の状況については、表-20のとおりである。

また、開始年度は表-21、委託先は表-2のとおりである。

なお、同一地域の複数の市町村が、地域内の一つの法人に共同して委託している事例もある。

表-20 運営委託、運営費補助の状況（市町村数）

	運営委託	運営費補助	計
市	2	0	2
町村	4	0	4
計	6	0	6

表-21 開始年度

開始年度	市町村数
平成24年度	2
平成26年度	1
平成28年度	3
合計	6

表-21 委託先

委託先	市町村数
市町村社会福祉協議会	2
特定非営利活動法人	4
合計	6

### (3) 市町村成年後見センターなどの運営委託、運営費補助の今後の実施予定

現在、市町村成年後見センターへの運営委託や運営費補助を実施していない市町村の、今後の実施予定・見込みは表-22のとおりである。

表-22 今後の実施予定・見込み (市町村数)

来年度以降の開始を予定し、現在検討中	2
実施予定は明確ではない	19
その他	4
無回答	6
計	31

注)その他の内容は、次のとおり。

- ・平成28年度中の開始を予定して準備中
- ・広域連携によす実施について関係市町村と意見交換中
- ・時期は未定だが実施に向けて検討したい
- ・広域で開始予定

## 6 市民後見人の養成について

### (1) 市町村による、市民後見人の養成事業実施状況

市町村による市民後見人養成事業の実施状況は、表-23のとおりである。  
なお、「実施している」には平成28年度の事業開始を含んでいる。

表-23 市民後見人養成事業の実施状況 (市町村数%)

	実施している	実施していない	計
市	1 (7.1)	13 (92.9)	14
町村	2 (11.8)	15 (88.2)	17
計	3 (9.7)	28 (90.3)	31

### (2) 市民後見人養成事業実施市町村の実施形態等

#### <実施形態>

直営による実施：1カ所

委託による実施：2カ所

(委託先：市町村社会福祉協議会、特定非営利活動法人)

実施していない：28カ所

#### <開始年度>

平成25年度：1カ所、平成26年度：2カ所

#### <養成した市民後見人の現在の活動状況>

未把握：1カ所

社会福祉協議会受任ケースを一緒に支援：1カ所

市民後見人として4名が受任している：1カ所 (広域で事業を実施)

### (3) 市民後見人養成事業未実施市町村の今後の実施予定等

市民後見人養成事業未実施市町村の今後の実施予定等は、表-24のとおり。

表-24 未実施市町村の今後の実施予定等 市町村数 (%)

	実施を予定・検討中	実施の予定ない	その他	計
市	3 (23.1)	5 (38.5)	5 (38.5)	13
町村	1 (6.7)	9 (60.0)	5 (33.3)	15
計	4 (14.3)	14 (50.0)	10 (35.7)	28

注) その他は、市町村単独ではなく、広域での実施を検討しているとの回答であった。

○ 市民後見人養成事業を実施していない28市町村の内、「実施を予定・検討中」と広域での実施を検討中の市町村を合わせると、14市町村と半数になる。

## 7 成年後見制度に関する広報の実施状況 (平成27年度)

### (1) 成年後見制度に関する広報活動の実施

制度の周知、相談会の開催(他団体実施を含む。)などについて、市町村の広報誌などの活用による住民への周知・広報の実施状況は、表-25のとおりである。

表-25 住民対象広報の実施状況 (市町村数 %)

	実施している	実施していない	計
市	10 (71.4)	4 (28.6)	14
町村	7 (41.2)	10 (58.8)	17
計	17 (54.8)	14 (45.2)	31

○ 半数以上の市町村において、住民対象の広報を実施している。約45%の市町村では、実施されていない結果となった。

## 8 以上の調査事項以外に、成年後見制度の利用支援について、市町村が取り組んでいる事項等 (自由記載)

- ・「ひまわり基金法律事務所」弁護士を講師に、勉強会を隔月で開催している。
- ・広域的な成年後見センターの立ち上げを見据えて、隣接する自治体と情報交換を行っている。
- ・成年後見受任団体連絡会の開催による関係団体との情報交換(利用支援について協議)
- ・親族申立時の書類作成支援(必要書類や手続きの助言)、関係機関との調整連絡
- ・広域の高齢者、障害者の関係機関によって組織された権利擁護に関するネットワーク会議に参加し、事例検討や研修、セミナーを開催している。